

後期高齢者医療

◎ 後期高齢者医療制度について

○ 後期高齢者医療制度とは

平成20年4月1日から「老人保健制度」に代わり、新しく「後期高齢者医療制度」が始まりました。少子高齢化の進展に伴い、高齢者医療費が増大する中で、現役世代と高齢世代の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするため創設されました。

○ 広域連合とは

高齢者医療費が増大していく中で、保険財政の安定化を図るため、これまで市町村主体で行われていた「老人保健制度」に代わり、都道府県単位ですべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が創設されました。

後期高齢者医療制度は、この「広域連合」が運営します。

(一部の事務は市町村で行います)

○ 市町村の役割

市町村は、被保険者からの申請・届出の受付や保険料の徴収などの事務を行います。保険料の決定通知・納付書の発送も市役所で行います。

◎ 制度の内容について

○ 被保険者

75歳以上の方及び65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けた方が被保険者となります。

これまでの、「国民健康保険」「社会保険」「船員保険」「共済保険」などから離脱し、新たに「後期高齢者医療」という健康保険に加入します。

◆ 75歳になられた方は、誕生日当日から加入します。

・ご本人の手続きは必要ありません。保険証は75歳の誕生日の1週間ほど前までに、郵送されます。

◆ 65歳で一定の障がいがある方は、認定を受けた日から加入します。

・手続きが必要です。くわしいことは市役所市民課保険年金班 72-6111 にお尋ねください

○ 被保険者証（保険証）

保険証は、加入している方 1人に1枚です。

- ◆ 「70歳から74才の方」は、“保険証”と“高齢受給者証”の2枚を病院などの窓口に提示していましたが、

後期高齢者医療では、保険証1枚のみです。

○ 保険料の金額

これまでの、世帯主が負担していた「国民健康保険税」や、被保険者のみが負担していた「社会保険保険料」に代わり、後期高齢者医療に加入しているすべての方に1人ずつ納めていただきます。

保険料の金額は、都道府県単位で決まります。

長崎県内の被保険者の保険料

$$= \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

(1人あたり) 42,400円 (総所得金額 - 33万円) × 7.8%

- ◆ 五島市にお住まいの方の保険料（平成22年度・23年度）

五島市は、医療費の低い地域の特例として保険料が減額されています。

五島市にお住まいの方の保険料

$$= \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

(1人あたり) 39,000円 (総所得金額 - 33万円) × 7.2%

※ 被保険者の収入や、世帯の住民税課税状況に応じて軽減があります。

※ 保険料軽減に関してご本人の手続きは必要ありません。

○ 納付の方法

◆ 後期高齢者医療の保険料は、原則として「特別徴収（年金天引き）」となります。

◆ ただし、年金額が年間18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計金額が、年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書により納めていただくか、口座振替を利用して納めていただくこととなります。

※ 口座振替は申込みが必要です。以前から国民健康保険税を口座振替されていた方も、改めて手続きしていただくこととなります。ご了承ください

※ 平成22年度後期高齢者医療保険料（普通徴収）納期限

納期	納期限（口座振替日）
1 期	平成22年 8月 2日
2 期	平成22年 8月31日
3 期	平成22年 9月30日
4 期	平成22年11月 1日
5 期	平成22年11月30日
6 期	平成22年12月27日
7 期	平成23年 1月31日
8 期	平成23年 2月28日
9 期	平成23年 3月31日

(1) 保険料の軽減割合を拡大しました

① 平成20年度の軽減措置（平成21年度以降も引き続き実施）

○所得の少ない世帯の被保険者の方で、平成20年度の均等割額が7割軽減に該当する方の軽減割合が7割から8.5割になりました。

○所得割を負担する方のうち、所得の少ない方（賦課のもととなる所得金額が58万円以下）について、所得割額を一律50%軽減しました。

② 平成21年度以降の軽減措置

○7割軽減世帯のうち後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、均等割額の軽減割合が9割になりました。

※ これらの軽減措置については、
あらためて手続きをしていただく必要はありません。

(2) 口座振替によるお支払いもできます。

現在、年金から保険料をお支払いいただいている方、または平成22年10月より年金からお支払いいただく予定の方のうち、**口座振替を希望される方は**、市役所・各支所・各出張所の後期高齢者医療担当課窓口へお申し出いただきますと、

口座振替によるお支払いが可能になります。

ただし、年金からの天引き中止までには一定の時間をいただきます。

※ 普通徴収の方は、随時口座振替が可能です。

※ 口座振替の申込みには**通帳印が必要**です。

お問い合わせについては、

五島市市民課保険年金班 （電話 72-6111） まで

《ご注意ください》

※ 所得税・住民税等の所得申告において、特別徴収（年金天引き）された後期高齢者医療の保険料は、ご本人以外（世帯主であるお子さん配偶者など）の社会保険料控除は認められませんのでご注意ください。

ご本人以外の社会保険料控除を希望される場合は、上記の口座振替への納付方法変更をご検討ください。

○ 保険給付について

- ◇ 保険給付に関する各申請手続きは市役所本庁・各支所・出張所で受け付けます。
- ◆ 外来で診療を受ける場合は、医療機関や調剤薬局の窓口で被保険者証を提示していただくだけです。
- ◆ 自己負担は下記のようになります。

原則 1割負担

現役並所得者 3割負担

- ◆ 入院した場合は、住民税非課税世帯の方（下記の表のⅠ・Ⅱの方）は費用の減額が受けられます。この場合、医療機関に「限度額適用標準負担額減額認定証」を提示することが必要ですので、該当する方は申請してください。
- ◆ 月ごとに負担した医療費が高額になった場合（下記の表の金額を超えた場合）は、「高額療養費」が支給されます。該当される方は広域連合から手続きに関してのお知らせが送付されます。振込口座を指定して申請をしていただくと2回目以降の申請手続きは必要ありません。（すでに老人医療で申請していた方を含みます）
- ◆ コルセットを作られた場合など、一旦医療費を全額負担した場合は、ご本人の負担割合に応じて払い戻しが受けられます。（医師の証明書が必要です）
- ◆ 緊急時に、海上タクシー等を利用して病院へ搬送された場合は、移送費として支給されます。（医師の証明書が必要です）

後期高齢者医療の各区分の費用負担限度額は次の通りです。

区分		① 外来 (個人ごと)	② 世帯単位で入院と外来が あった場合は合算します。
一定以上 所得者※1		44,400円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000) × 1% [44,400円] ※4
一般		12,000円	44,400円
住民税 非課税 世帯	Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	Ⅰ ※3		15,000円

※1 同一世帯内に一定の所得以上（課税所得が145万円以上）の後期高齢者医療被保険者がいる方。

ただし、後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、一定額未満

〔 後期高齢者医療被保険者が一人の世帯の場合：年収383万円未満〕

〔 後期高齢者医療被保険者が二人以上の世帯の場合：年収520万円未満〕

である旨申請があった場合を除きます。

※2 住民税非課税の世帯に属する方。

※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。

上記表中、〔 〕内の数字44,400円は年4回以上、高額療養費を受けた場合の4回目以降の患者負担を合算した限度額です。

※ 人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の患者負担限度額は月に10,000円となります。（認定手続きが必要です）

問い合わせ先

○長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館内

電話 095-816-3930

ホームページ <http://www.kouiki.ecweb.jp/>

○五島市市民課保険年金班

〒853-8501 五島市福江町1番1号

電話 72-6111